書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３号
秋田県山本郡三種町大口字上の沢48番１
清算株式会社　株式会社楽園
代表清算人　牧野恵美子
１　決定年月日　令和７年10月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
秋田地方裁判所能代支部

令和７年（ヒ）第２０６５号
東京都港区虎ノ門３―11―９シュミット虎ノ門ビル５Ｆ
清算株式会社　株式会社Ａ管財
代表清算人　泉　　範行
１　決定年月日　令和７年10月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０６２号
東京都港区新橋１丁目１番13号
清算株式会社　ＡＮＡ　ＮＥＯ株式会社
代表清算人　冨田　光欧
１　決定年月日　令和７年10月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　別紙記載の協定債権者（以下「協定債権者」という。）は、清算株式会社に対し、本債権者集会後に発生する利息及び遅延損害金について、本協定の認可決定が確定した時に全て免除する。
２　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を弁済する。なお、本項に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法により実施するものとし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　第２項に規定する弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、協定債権者が前項の規定に基づいて行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始